

人身取引は重大な人権侵害です

毎月11日は「人権を確かめあう日」です

人身取引とは、社会的・経済的に弱い立場にある人を、暴力や脅迫、誘拐、詐欺などの手段によって支配下に置いたり、引き渡したりして、売春や性的サービス、強制労働、臓器摘出などの目的で搾取することです。

被害者の多くは女性や子どもですが、性別や国籍を問わず誰でも被害者になり得ます。



また、暴力、脅迫、詐欺などの手段が用いられた場合には、たとえ被害者が性的搾取や労働搾取されること、臓器を摘出されることに同意していたとしても、人身取引に該当します。



さらに、18歳未満の児童の場合は、性的搾取、労働搾取、臓器摘出の目的で支配下に置いたり、引き渡したりすれば、暴力、脅迫、詐欺などの手段が用いられなくとも、人身取引とされます。

人身取引は外国の出来事ではなく、実際に日本においても、2022年には人身取引事犯の被害者として46人が保護されています。

人身取引を拒絶し被害者を救うためには、国民一人ひとりが、まずその事実をよく認識する必要がありますが、近年は、被害者に人身取引の被害に遭っていることを自覚させないような方法で管理・支配するなど、人身取引の手口がより巧妙になり、被害が表面化しにくくなっています。

私たちの身の周りに、被害を受けていることを自覚していない、又は被害を訴えることができないでいる被害者がいるかもしれません。



人身取引は重大な人権侵害であり、かつ、深刻な国際問題でもあります。さらに、人身取引が被害者にもたらす精神的・肉体的な苦痛は計り知れないものです。



被害者を救い、この重大な人権侵害を一日も早く根絶するためには、私たち一人ひとりがまずはこの問題を知り、関心を持ち、社会全体の問題として受け止めることが必要ではないでしょうか。



宇陀市人権啓発活動推進本部



※このピラへのご意見・ご感想は

☎0745-82-2147または jinken@city.uda.lg.jp

2024. 5